

東海第二発電所 工事計画審査資料	
資料番号	工認-073 改0
提出年月日	平成30年2月5日

クラス4機器の強度計算の基本方針

目次

1. 概要 1
2. クラス4機器の強度計算の基本方針 1

1. 概要

クラス4機器の材料及び構造については、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（平成25年6月28日 原子力規制委員会規則第6号）（以下「技術基準規則」という。）第17条第2号及び第9号に規定されており、適切な材料を使用し、十分な構造及び強度を有していることが要求されている。

本資料は、「放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備」の改造に伴い、クラス4機器のうち管が十分な強度を有することを確認するための強度計算の基本方針について説明するものである。

2. クラス4機器の強度計算の基本方針

クラス4機器の材料及び構造については、技術基準規則第17条（材料及び構造）に規定されており、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」（平成25年6月19日 原規技発第1306194号）第17条10において「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2005年版（2007年追補版含む。）」＜第1編軽水炉規格＞ J S M E S N C 1 - 2005/2007」（日本機械学会）又は「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2012年版）＜第1編軽水炉規格＞ J S M E S N C 1 - 2012」（日本機械学会）によることとされているが、技術基準規則の施行の際現に施設し、又は着手した設計基準対象施設については、施設時に適用された規格によることと規定されている。同解釈において規定される J S M E S N C 1 - 2005/2007及び J S M E S N C 1 - 2012は、いずれも技術基準規則を満たす仕様規定として相違がない。

よって、今回新たに改造を実施するクラス4機器の評価は、 J S M E S N C 1 - 2005/2007（以下「設計・建設規格」という。）による評価を実施する。